平成２８年（フ）第７号
宮城県登米市南方町鴻ノ木35－１　仮設住宅10号棟９号室
債務者　山内　輝美
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第２９号
山形市元木１丁目11番25号、前住所山形市みはらしの丘３丁目６番地　（６－23）
債務者　山口　吉則
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
山形市清住町１丁目１番47号　コーポ吉田201号、前住所山形県上山市金生西２丁目11番７号
債務者　白壁　玲子
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
函館市堀川町18番２号　丸善荘　２階　201号室
債務者　福井　初夫
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５５号
北海道茅部郡森町字尾白内町440番地
債務者　種村久美子（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５７号
函館市的場町10番11号
債務者　田島　明美
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
函館市山の手３丁目47番14号
債務者　木村　裕子（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６１号
北海道北斗市追分２丁目３番22－101号　コーポりこ
債務者　田口　由似
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５７号
愛知県西尾市西浅井町宮下14番地４　キングスコート西尾プレステージ706号室
債務者　加藤久美子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
愛知県岡崎市久後崎町字郷東20番地、前住所愛知県岡崎市北野町字大訳43番地１
債務者　藤井　春美
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１７４号
大阪市鶴見区放出東１丁目６番17号
債務者　小島　潤子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２００号
大阪市西淀川区姫島３丁目４番34―304号
債務者　船溪千鶴子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５０号
大阪市淀川区塚本４丁目12番２号　塚本弐番館301号
債務者　澤　八重子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３０７号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目３番76―407号
債務者　瀬戸　良子
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１４号
大阪府高槻市古曽部町２丁目６番１－607号
債務者　萬　　重隆
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１８号
大阪府八尾市東本町３丁目４番20号　１．２．３ライト店寮301号
債務者　中川　善敬
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部